

令和7年度（運動・文化）部活動の方針、課外活動の方針

目標

- (1) 生徒の個性伸長、粘り強い精神力や健康な体づくりをはかる。
- (2) 集団の活動による、望ましい人間関係の育成をはかる。
- (3) 自発性・自主性の啓発をはかり、規律正しい学校生活につなげる。

本校の運営方針

○部活動の位置づけ

学校教育活動という時間的・人的制約の中で、可能な範囲で科学的・効率的な練習・活動を行い、個々の生徒の技能・精神力・人間関係力の伸長や仲間との絆の強化を図る。社会体育との関係から、平日・休日の活動時間、大会参加、顧問の監督の下での活動・指導という3点は特に厳正に運営する。

○平日・休日の活動時間

- ・朝の活動は原則実施しない。ただし、放課後の活動時間がほとんど確保できない11月～1月は7:30～8:00まで実施してもよいが、顧問が指導・付添える場合のみとする。
- ・土日（3連休を含む）の活動はどこか1日のうち、お昼をまたがない3時間以内を原則とし、2日以上活動する場合は校長の許可を得る。2日以上活動した場合は、平日のどこかで休息日を設け、週を通して2日の休息日ができるようにする。なお、(月)～(金)が休日となった場合も3時間以内の練習を認めるが、週2日以上以上の休息日の設定に注意する。
- ・長期休業中の部活動は休日日数の3分の1以下、1日の活動は3時間以内とする。但し学校閉庁日(お盆・年末年始)は、活動なしで休日数に含める。

○大会参加

- ・中体連大会、各地方公共団体の教育委員会が主催する大会・コンクールへの参加を基本とする。それ以外の大会・コンクール等に参加する場合は校長に相談し、許可を得る。また練習試合等で3時間を超えないように注意する。いわゆる「審判講習会」など中体連のシード決めのための試合については、別途個別に協議した上で決定する。

○顧問の監督の下での活動

- ・外部コーチ・保護者に監督責任はないため、活動時間内は、顧問が必ず現場で指導・監督する。正副顧問とも都合がつかない場合は、活動を取り止める。
- ・練習・大会等でスクールバスを利用する場合、顧問1名が必ず同乗する。
- ・活動中に生徒指導に関する問題行為が起きた場合は、生徒指導主事と指導内容を検討した上で、個別指導を行い、自主的に反省の態度（活動の自粛・奉仕活動等）を示せるように導く。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

- スポーツ・文化活動運営委員会を年に2回行い、町教育委員会、学校、保護者、外部指導者と現状を共有し、地域移行に向けた討議を行っている。
- 地域移行に関わる協議会が部ごとに開かれ、顧問を含めた職員が参加している。
- 校内職員の負担軽減のため、積極的に外部指導者の支援をいただいている。また、少人数の地域クラブは近隣校との合同チームを組み、指導していただいている。
- 部活動といわゆる「(運動)部活動の延長として行われる社会体育(文化)活動」の一本化を図るため、部活動とは別に「学校と連携をとって活動する社会体育・社会文化活動(クラブ活動)」を設置した。